

八街市個人情報保護法施行条例骨子等（案）

1 八街市個人情報保護法施行条例の制定の理由

令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正されました。

この改正に伴い、従来、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体についてそれぞれ分かれていた規律が、法に統合され、全国的な共通ルールとなります。また、当該規律について、個人情報保護委員会（内閣総理大臣の所轄に属する行政委員会）が一元的に解釈運用することになりました。

令和5年4月1日からは、八街市でも法が直接適用されるため、現行の八街市個人情報保護条例を廃止し、法の施行に関して必要な事項として、法で委任された事項、また、条例で定めることが許容される事項を新たに規定する八街市個人情報保護法施行条例（以下「施行条例」という。）を制定するものです。

2 検討事項

【条例に規定されることが想定されるもの】

- (1) 本人開示等請求における手数料（法第89条第2項）
- (2) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第119条第3項及び第4項）

【条例に規定が置かれることが許容されるもの】

- (1) 「条例要配慮個人情報」の内容（法第60条第5項）
- (2) 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）
- (3) 開示等請求における不開示情報の範囲（法第78条第2項）
- (4) 開示請求等の手続（法第107条第2項、第108条）
- (5) 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問（法第129条）

【条例に規定が置かれることが許容されないもの】

- ・個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定
- ・令和3年改正法の規律に加えて、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定
- ・個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定
- ・オンライン結合に特別の制限を設ける規定
- ・目的外利用・提供を行う場合に類型的に審議会等の諮問を要する旨の規定

- ・ 開示請求等の手続について令和3年改正法の規定よりも処理期間を延長する規定
- ・ 個人情報取扱事業者等による個人情報の取扱い等に関する独自の規制

【条例に規定されることが想定されるもの】

(1) 本人開示等請求における手数料（法第89条第2項）

法第89条（第2項）
 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

- ・ 現行条例においては、開示資料の写しの交付に係るコピー代、記録媒体の費用が手数料として規定されており、これらを郵送にて送付する場合は送付に要する費用も合わせて実費徴収しています。

八街市個人情報保護条例
 （手数料）
 第25条 第16条第2項及び第3項の規定により個人情報の開示を写し（複写したもの又は出力したものをいう。以下同じ。）の交付の方法により行うときは、写し1枚（両面の場合にあつては片面を1枚とする。）につき10円（カラーの場合にあつては20円）の手数料を徴収する。
 2 第16条第2項第2号の規定により個人情報の開示を実施機関が定める方法により行うときは、実費相当額の手数料を徴収する。

- ・ 施行条例においては、手数料は無料とし、これとは別に開示資料の写しの交付に係るコピー代、記録媒体の費用及び送付に要する費用について、実費徴収する旨を規則等に定める予定です。

(2) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第119条第3項及び第4項）

- ・ 都道府県及び指定都市以外の地方公共団体については、当分の間、行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施は任意とされているので今回は規定せず、各自治体の動向等を踏まえ、制度の導入について検討していきます。

[参考]

- ・ 行政機関等匿名加工情報とは、行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報をいいます。

- ・ 行政機関等匿名加工情報の提供制度とは、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する事業の用に供しようとする者からの提案を受けて、行政機関の長等が審査の上、行政機関等匿名加工情報を作成し、提供するものです。

【条例に規定が置かれることが許容されるもの】

(1) 「条例要配慮個人情報」の内容（法第60条第5項）

法第60条（第5項）

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

- ・ 不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、個人情報保護法には、人種、信条、社会的身分、病歴等が規定されており、本市の現行条例にも同様の内容を規定しています。これらとは別に地域の特性に応じた要配慮個人情報を施行条例に定めることができますが、本市には該当するものがないため規定しません。

(2) 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）

法第75条（第5項）

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

法第60条（第2項）

2 この章及び第8章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

- ・ 令和5年4月1日から個人情報ファイル簿の作成・公表が義務づけられます（個

個人情報1,000件以上のものに限る。)作成義務対象外とされる保有個人情報があるため、それを補完する仕組みが必要であります。

- ・ 現行条例においても同様の届出書の作成及び公表を行っており、本市の情報公開の観点からも効果的であると考えられます。

八街市個人情報保護条例

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ(緊急かつやむを得ない場合にあつては、当該個人情報取扱事務を開始した日以後、速やかに)、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報取扱事務に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 前各項の規定は、実施機関の職員若しくは職員であつた者に係る人事、給与及び福利厚生等に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

- ・ 引き続き個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、個人情報取扱事務登録簿を作成することを定めるものとします。

(3) 開示等請求における不開示情報の範囲(法第78条第2項)

法第78条

1 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)～(7) (略)

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報(」とあるのは、「掲げる情報(情報公

開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。)又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの(」とする。

- ・ 八街市公文書公開条例の非公開事由との整合性を取ることができる規定です。不開示事由の適用は全国で統一した方が、判断例の蓄積や法解釈の一元化の面で望ましく、あえて規定すべきものではないと考えますので規定しません。

(4) 開示請求等の手続(法第107条第2項、第108条)

法第107条(第2項)

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例)で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

法第108条

この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

八街市個人情報保護条例

(開示請求に対する決定等)

第14条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定をしなければならない。この場合において、第18条の2の規定により開示請求を拒否するときも、同様とする。

- ・ 現行条例 開示請求書を受理した日の翌日から14日以内
法 開示請求があった日から30日以内(初日不算入)
- ・ 施行条例において期限を短縮することができますが法定の期限のとおりとします。開示決定期限にかかわらず、可能な限り速やかに開示する方針に変わりはなく、期限を延長する場合も事務に必要な日数だけ延長して処理しています。決定期限が延びることで開示が遅延するわけではないため、請求者の不利益にはならないと考えます。

(5) 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くこと

が特に必要があると認めるときの審議会等への諮問（法第129条）

法第129条

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

法第66条（第1項）

1 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

諮問できる事項（案）

- ・ 施行条例を改正し、又は廃止しようとする場合
- ・ 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合
- ・ 前2号に掲げるもののほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定めようとする場合

3 その他

八街市行政不服審査会、八街市個人情報保護審査会、八街市公文書公開審査会の統合について

- ・ 次に掲げる理由から、法の改正に合わせて、八街市行政不服審査会、八街市個人情報保護審査会、八街市公文書公開審査会の担当事務を合わせて所掌する附属機関を設置する条例を別に制定することとします。
 - ア 個人情報の開示等請求に係る決定に対する審査請求を審査する機関（八街市個人情報保護審査会）は、法において「行政不服審査法第81条第1項の機関」として設置することが定められたこと。
 - イ 個人情報保護制度と公文書公開制度は「両輪」であり、両制度に係る諮問事項は同一の附属機関において担任することが望ましいこと。
 - ウ 法は、個人情報の収集、利用、提供等に関して典型的に附属機関に諮問することを想定しておらず、八街市個人情報保護審査会の担当事務が減少する結果、同審査会を単独で設置する必要性が低くなること。

【現行】

個人情報保護条例
個人情報保護審査会

公文書公開条例
公文書公開審査会

行政不服審査法施行条例
行政不服審査会
※行政不服審査法第81条第1項の機関



【改正後】

(仮称) 行政不服及び公文書公開・個人情報保護審査会条例
(仮称) 行政不服及び公文書公開・個人情報保護審査会
※行政不服審査法第81条第1項の機関

4 施行日

この条例及び規則の施行の日は、令和5年4月1日からとします。